

## 議案第 2 1 号

### 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の項中

教育委員会	委員長	月額 5 8, 0 0 0 円
	委員	月額 4 7, 0 0 0 円

を

「

教育委員会委員		月額 4 7, 0 0 0 円
---------	--	-----------------

に改める。

」

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正前の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表第 1 の 2 の項の規定は、この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 7 6 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 6 条第 1 項の教育委員会の教育長が在職する間については、なおその効力を有する。

## 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前				改正後			
別表第1				別表第1			
番号	機関名	職名	報酬	番号	機関名	職名	報酬
2	教育委員会	委員長	月額 58,000円	2	教育委員会委員		月額 47,000円
		委員	月額 47,000円				